真岡市こども計画(案)に対するパブリックコメント　意見の概要と市の考え方

1. 募集期間：令和７年１月１７日（金）～２月１４日（金）
2. 意見の提出者：１名
3. 提案総数：１０件
4. 意見等の概要と市の考え方

	計画の内容	提出された意見提言等の内容	市の考え方	修正の有無
1	計画全体	この計画の実現によって、真岡の子どもたちが幸せに成長できる地域となることに大きな期待を持っています。 子どもに関する福祉及び子育てに関してとても手厚く配慮されており喫緊の課題解決に取り組む意思が見える一方、教育分野は少し優先順位が低いのではないかと感じました。教育・福祉が一体となって子どもたちが成長するより良い環境が実現されることを願います。	いただいた意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。	修正無
2	基本施策１ すべてのこどもの人格・個性を尊重し、権利が保障されてくらせるまち	(1)教育分野での子どもの権利の保障 社会的養護や特別な支援を必要とする児童・生徒だけではなく、すべての子を対象とした施策として、教育分野における子どもの権利が十分に保障されるように積極的に取り組むことが大切だと思います。 教育分野における子どもの権利は「学ぶ権利」が重視されますが、「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」も同等に保障されるものです。 また「教育の機会均等」について、教育基本法第3条にある「ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられる」部分の解説では「すべての児童生徒に同一の教育を与えることを意味するものではなく、個人差に応じる教育を施すものである。」と文部科学省の HP に書かれています。 「機会の均等」はみんなが同一内容を学ぶことではなく、個々人にとって必要「個別最適な教育」の機会が公平に与えられているということです。 真岡市のニーズ調査で、「夢と希望を持って安心して成長していくために力を入れてほしいこと」の結果に「夢を実現するために必要な学習への支援　小学生 60.6%　中学生 56.1%」「無料(低額)の学習支援　小学生 35.2%　中学生 46.0%」とあります。	本計画の基本理念や基本施策は、国が定めたこども大綱の基本的な指針である「こども・若者の個性の尊重、権利の保障、最善の利益」「意見を尊重し、対話する」「ライフステージに応じた切れ目のない支援」などの考えに沿ったものです。 全ての施策に「こどもの権利の保障」という考え方は包含されているものです。 また、いただいた意見につきましては、教育施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。	修正無

真岡市こども計画(案)に対するパブリックコメント　意見の概要と市の考え方

		令和5年に文部科学省で行われた「義務教育に関する意識に係る調査」によれば、「学校生活を通じて身に付けたいこと」の一位は「基礎的・基本的な知識・技能 92.9%」であるのに、身に付いていると思うのは 50.8%となり、子どものニーズに十分応えられていない結果が出ています。 また、「学校で勉強する上で、こうだったらいいなと思うこと」の問いに、「わからないところをわかるまでしっかり教えてほしい小学生 56.4%　中学生 62.3%」との結果もあり、同様に「7 割以上の教師が、基礎的・基本的な知識・技能をきちんと定着させること」が公共教育の役割として重要と考えていることから、学校の授業で基礎的・基本的な学力が身に付くまで時間を掛けられることが、児童生徒と教師双方が望んでいることではないでしょうか。 別の回答に「みんなで同じ内容を学ぶだけではなく、それぞれの関心に応じて学ぶ内容を選べるようにしてほしい 小学生 32.9% 中学生 34.6%」「 できるところはもっと難しい内容や関連する課題などをさらに学べるようにしてほしい　小学生 31.8% 中学生 32.1%」「 勉強する方法を自分で選べるようにしてほしい 小学生 31.8%　中学生 32.1%」など学年が上がるほど、児童生徒の希望が増え、主体的に興味関心に沿った学びの機会を保障することは難しくなっています。 真岡市の教育施策では、全ての子どもに対して「基本が身に付く結果の保障」と「主体的に興味関心を持ったことが学べる機会の保障」の両方が「学習権の保障」であり「教育の機会均等」と考え、子どもの権利を保障すると明示していただきたいと思います。		
3	基本施策 1 すべてのこどもの人格・個性を尊重し、権利が保障されてくらせるまち	(2)すべての子どもたちが学びやすい柔軟な学校 学習指導要領は学校における教育水準を全国的に確保するため教育課程の基準や教育内容を示し、学校教育法施行規則では標準指導時間を定めているなど、現行の学校教育の中で前述の児童・生徒の基礎の定着に時間を使ったり、興味関心に合わせて学びを選択したり、意見表明のトレーニングの機会の学習時間をつくることは難しいのが現状です。 一方で、不登校対策として認められている「学びの多様化学校」では、児童生徒の社会的自立に向けて特別な教育課程が取り入れられています。 例えば標準授業時間を削減し身に付いていないところの定着や興味関心に沿った学びの時間に使うことも、新たな教科を新設することも、プロジェクトのテーマ決めて総合的な	いただいた意見につきましては、教育施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。	修正無

		学びができる自由度も認められています。 　学びの多様化学校に認められている基準は児童生徒の社会的自立を目指すものであり、他校の児童生徒と比較して、学習内容や体験内容に大きな差異が生じたり、学習理解に支障を来したりすることのない工夫をすることで認められる内容です。 　これらは、不登校対策として生活支援や学習支援などが手厚くなっていることと学校や先生方の工夫と努力の結果ではありますが、支援が必要な児童生徒にとって行きやすい学校とは、どの児童生徒にとっても学びやすい学校につながります。 　既に教育課程特例校制度・授業時数特例校制度などがあり、学校が授業時間の使い方やカリキュラムなど児童生徒に合わせて変えることや外部講師の登用など新たな指導法を取り入れる取り組みに対し許容範囲は広がっています。 　真岡市が柔軟に対応する基準や予算措置等を設けることで、学校や教師の創意工夫ややる気を応援する仕組みを作り、児童生徒の個別最適な学びに近づけることは可能だと思います。 　貧困家庭への学習支援や学習のつまずきが原因の行き渋りも学校で十分な学びの定着に時間を使うことで対応でき、もっと学びたい子には興味関心に合わせた学習機会をつくることで一人ひとりの個性を伸ばす学校教育にもつながります。 　そして「無償の学習支援」や「夢につながる必要な学習支援」という子供たちの意見を反映させた施策になるのではないかと思います。		
4	基本施策2 すべてのこどもが適切に養育され、切れ目のない支援とともに健やかに成長できるまち	（3）多様なチーム学校の担い手 　児童生徒へのきめ細かな対応や教員の負担軽減のため、特別支援教育支援員、大規模校だけですが学校支援相談員、常駐ではないソーシャルワーカー、図書館司書、教員補助者、複数担任制のための非常勤職員、ミシンボランティアやゲストティーチャー、読み聞かせボランティアや自習の見守りなどチーム学校を担う多くの学校支援者が参加しています。 　この様に児童生徒と日常的に接する大人の目と手を増やすことで、顕在化されない段階で子どもの貧困やいじめ、不登校の兆候などに気づきやすくなります。 　また学習の遅れや友達・先生との関係性、ちょっとした不安や孤独なども、大人が余裕をもって子どもたちと接する中で、子どもたちが自分の力で乗り越えて行く機会を増やすことにもなります。	いただいた意見につきましては、教育施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。	修正無

		「義務教育に関する意識に係る調査」の「学校生活を通じて身に付けたいこと」では「自ら判断する力　小学生 65.3％　中学生 67.0％」「失敗を恐れず挑戦する力小学生 62.9％　中学生 57.1％」が高いのですが、「身に付いていると思うこと」では「自ら判断する力 小学生 38.0％　中学生 39.2％」「失敗を恐れず挑戦する力 小学生 31.5％ 中学生 23.2％」となり、慌ただしい学校生活で身につけるのは難しく、大人が見守る中でチャレンジすることで成長して行けるのではないかと思います。 子どもと身近に接する学校職員を増やすには教員経験などの資格や教員と一緒など法的な制約はありますが、学習支援や生活支援、特別活動や行事での指導、地域担当など校務分掌して学校運営を担う職員としてチーム学校を担う、教科を担当しない職員雇用が実現する可能性は広がっています。例えば茨城県では中高一貫校 6 校と IT 未来高等学校 1 校の「校長」を教員免許不問とし公募しました。 また、文部科学省の概算要求に出されている補習等のための指導員等派遣事業では多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組支援があり対象には多様な人材が想定されています。 「教員業務支援員」として卒業生の保護者など地域の人材、「副校長・教頭マネジメント支援員」として退職教員、教育委員会勤務経験者、民間企業等での事務経験者　等、「学力向上を目的とした学校教育活動支援をする学習指導員等」として児童生徒の学習サポート、学校生活適応への支援、進路指導・キャリア教育、教師の指導力向上等の人材として退職教員、教師志望の学生をはじめとする大学生、学習塾講師、NPO 等教育関係者等、地域における幅広い人材の登用が想定されています。 真岡市もこのような事業をいち早く取り入れるなど、教育職員に加え多様な人材でチーム学校を担えるようにすることで、先生たちが教科を通して子どもと関わることに専念でき、子どもたちもきめ細かな視線で見守られる学習環境を整えることが可能だと思います。 教科を担当する職員と子どもの権利を保障する職員（子どもの近くで学習・生活支援やアドボケーターやファシリテーターなどを担当）が職員チームとなって、子どもの学びと育ち支えている真岡市の学校を実現していただきたいです。		

真岡市こども計画(案)に対するパブリックコメント　意見の概要と市の考え方

5	基本施策2 すべてのこどもが適切に養育され、切れ目のない支援とともに健やかに成長できるまち	2.家庭教育の充実 　家庭教育学級は、前年に倣って親子リクリエーションやものつくり体験などでコミュニケーションに使われることが多いですが、保護者同士の対話の時間に使い、気軽に相談できる関係性づくりや課題意識の共有、保護者主体の問題解決を考える機会にすることを提案します。 　毎年、就学時検診で保護者同士の話し合いの場を設けていますが、保護者は意見交換をする中でそれぞれの課題を見つけ解決策を模索しています。 　そうした力を持った保護者の方は子育てや学校での課題も自分たちで解決する力を持っていると思いますので、話し合う機会に家庭教育学級をフル活用しないのはもったいないと感じています。	いただいた意見につきましては、家庭教育施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。	修正無
6	基本施策2 すべてのこどもが適切に養育され、切れ目のない支援とともに健やかに成長できるまち	4.学校教育の充実 【ICTを活用した学校教育の推進】 　一人一台タブレットを実現することで、子どもの学びの質や個別対応が進められています。しかし、そのことによる脳の発達や心への影響は、まだ明確に理解されていない段階です。 　集中力や学習習慣が不十分な段階では、落ち着きや感情の起伏といった脳や心の発達の影響を十分に観察し、端末利用の時間と全く使わない時間の比率など個人差を含めて配慮していただきたいです。 　また、校内 Wi-Fi などの電磁波は子どもの健康への影響が未確定のものであり、それに対してのリスク管理も考え、電磁波の制限や児童・生徒の席の近くで充電をしないなどの配慮をお願いします。	タブレットの利用につきましては、こどもの健康への影響に配慮するため、利用方法や利用時間など「真岡市学習用端末利用のルール」を定め運用しています。 また、いただいた意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。	修正無
7	基本施策2 すべてのこどもが適切に養育され、切れ目のない支援とともに健やかに成長できるまち	【マイ・チャレンジ推進事業】 　中学生にとっての仕事体験はとても貴重であり、受け入れてくださっている地元のみなさまの想いで実現するありがたい授業だと思います。 折角の機会を最大限生かすために、マイ・チャレンジの事前授業として「自分はどんな生き方がしたいのか」「そのための経験で得たいものは何か」などキャリア教育の観点で十分に準備した上で、「マイ・チャレンジ体験は自分の将来にどう役立てられるか」を振り返るなど、3学年を通したカリキュラムとして将来の社会的自立につながるキャリア教育になるように計画し進めていただきたいと思います。	いただいた意見につきましては、教育施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。	修正無

真岡市こども計画(案)に対するパブリックコメント　意見の概要と市の考え方

8	基本施策3 すべての子どもが意見を表明し、参画できるまち	意見表明をする機会を提供し、政策に反映される仕組みをつくるとあります。 しかし、子ども議会やリーダー研修で意見表明の機会を与える以前に、すべての子が意見を表明する力を身につけられているでしょうか。 前述の「義務教育に関する意識に係る調査」においても「相手に伝わるように自分の考えを表現する力」を、学校生活を通じて身に付けたいと考える児童生徒が半数以上であるのに対して、実際に学校生活を通じて身に付いていると思っている児童生徒は 3 割未満であるという結果からも、発言を苦手とする子は機会があれば発言できる訳ではありません。 すべての子が自分の意見をはっきり認識し、それを他者に伝えられる力を身につけるには、学校教育の中で子どもの意見をじっくり聴き、伝えたい相手に伝える手助けをする「子どもアドボケーター」などによるトレーニングを日常で受けられることが有効です。 また、自分たちで話し合いをして解決する力を育てるために、自由で安心できる場で自分の考えを伝え合う「こども会議」などの体験も大切で、その場をつくる「ファシリテーター」の力も重要です。 これらの体験を重ねることで友達や先生、学校に対しても意見をしっかり伝えたり、対話の中で納得できる解を導き出すことができます。そうしたトレーニング機会を用意して、初めて意見表明の機会を提供したと言えるのではないでしょうか。 真岡市のニーズ調査結果に「こども政策に関して自分の意見を聴いてもらえていると思うか」の問いに「今はまだわからない　57.6％」とありますが、日常生活の中で子供が大人の決定に自分の意見が反映された実感が少ないからと予測します。 自分の言葉が尊重されていると思えるようになるには、子どもが長い時間を過ごす学校の中で、身近な授業や学校行事、校則などが自分たちの意見で変えて行けることを実感するなどの経験が必要です。その積み重ねが社会や未来は自分の意見で変えられると思うことにつながります。 具体的には、すべての子が校則を考え意見を出して変られる、授業内容を自分で選択する主体的な学びの体験がある、運動会を子どもたちの意見で運営しているなど、学校教育の中で自分たちの生活が変えられる体験の積み重ねがあって初めて、社会の中の施策に意見を持ち、変えるための行動につながるのだと思います。 教育分野での子どもの権利が保障されることは、学習権・意見表明権・社会参画権、生	本計画の基本理念や基本施策は、国が定めたこども大綱の基本的な指針である「こども・若者の個性の尊重、権利の保障、最善の利益」「意見を尊重し、対話する」「ライフステージに応じた切れ目のない支援」などの考えに沿ったものです。 全ての施策に「こどもの権利の保障」という考え方は包含されているものです。 また、いただいた意見につきましては、教育施策を推進する上で、今後の参考にさせていただきます。	修正無

		存権などを児童生徒が理解し、大人によって保障され自分が大切にされていることを実感し、相手を尊重することも学び、いじめや差別など自分たちの問題として考え、解決する力の育むことにつながって行くと思います。 福祉分野でも教育分野でも「子どもの権利は義務と対になるものではなく、生まれながらにあるもの」という認識は重要です。 子ども時代に幸せに安全に成長し大人になる権利は無条件に保障されるもので、義務を果たして得るものではありません。あえて義務と言うならば、子どもとして幸せに成長して、大人になって次の子どもたちの権利を守ることで、持続可能な社会をつくることかもしれません。真岡市が教育分野での子どもの権利を保障することを施策で明らかに示すことを要望します。		
9	基本施策4 すべてのこどもが幸せに成長できる家庭や環境があるまち	(1)有効性のある地域教育プロデュース 現在市内全部の小中学校でコミュニティ・スクールの設置が進められています。その成果を子どもたちが実感するには、地域学校協働活動における市民活動が活性化していることが重要で、多様な担い手のすそ野が広がり参加者が増えることが必要です。 「学校を核とした地域づくり」は 10 年以上前から文部科学省が進めていますが、まちづくり団体や市民活動団体が参加して初めて機能することで、地域住民や企業にとってのメリットが感じられなければ成果が出ません。 経済産業省が主導するキャリア教育コーディネーターも地域・産業界の持つ教育資源を学校とつなぎ児 童・生徒等の多様な能力を活用する場を創出する役割で学校でのキャリア教育を進めて来ましたが、徐々に学校から地域全体の教育活動へ対象を広げています。 真岡市でまちづくりプロジェクトから若者が育ち、地域おこし協力隊が積極的に地域づくりを進めている様子を見ると、学校教育と地域教育の境目があやふやに交じり合うことによって、地域教育全体が活性化するのではないかと感じます。 今まで教育委員会がけん引して来た学校教育や社会教育ですが、これからは市民活動やまちづくりの側が中心になり、地域教育全体をプロデュースする視点で地域学校協働活動や学校を捉え直してみると、市民活動、子ども、学校、地域、教育委員会、企業が対等な立場から真岡の将来を担う学校に新たな可能性が生まれるのではないかと考えています。	地域社会の主体である保護者、地域住民、学校、事業者、行政等が連携、協働し、積極的に子育て支援に取組むことが重要であると考えています。 また、いただいた意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。	修正無

		真岡市の地域教育を、教育委員会や学校に加え市民活動推進センター（市民活動推進室）・まちつくりプロジェクト（プロジェクト推進課）・地域おこし協力隊（総合政策課）・民生児童委員（社会福祉課）・社会福祉協議会・市民活動団体・子ども若者たちをステークホルダーとする地域教育ワークショップなどを開催し、有効性のある地域教育をプロデュースしてはいかがでしょう。 市民側からのプロデューサーと学校側からの統括地域学校協働活動推進員が共に地域学校協働活動に関わることでコミュニティ・スクールが児童生徒の最善の利益になるような大胆な施策を考えていただきたいと思います。		
10	基本施策4 すべてのこどもが幸せに成長できる家庭や環境があるまち	（2）自分の心身の健康増進に責任を持てる「生きる力」 子どもが病気になっても安心して医療を受けられることはとても重要ですが、それ以上に大切なのは自分の健康は自分が責任をもって守る意識とそれに必要な知識と能力を身につける本当の意味での「生きる力」を育むことだと考えます。 児童生徒自身が健康の価値を理解し、自然治癒力を向上させる食事・運動・睡眠・心を整える知識と能力を「生きる力」として身につけることは、健康な大人として働き、自立した老後を過ごし人生を全うするために一生役に立つ学びです。 医療が充実している真岡市で、病院や薬に頼らない「生きる力」を学ぶ意味は大きいと思います。 児童生徒の「生きる力」の中心は心身を良い状態に保つ健康として、命を第一と考えられる子を育てることで、自ら考え睡眠を削ってゲームをすること、食事を疎にして身体の成長を妨げること、体調が悪くても無理をして身体を壊すこと、薬物や暴力で身体を傷つけることから自分を守る力を持つことであり、自分を大切にできる子を育てるまちを施策で明示していただきたいです。	年齢に応じた保健指導や食育事業、思春期教室において、健康への理解、自己への肯定感、自身を守る意識を育む取組みを実施しております。引き続き、未来を築くもおかっ子が健やかに成長できるよう取り組んでまいります。 また、いただいた意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。	修正無